

環太平洋産業連関分析学会は、産業連関分析への国際的な産・学・官の要請に応えるため、環太平洋圏の研究者、企業、政府関係者の対話の場として設立された。社会の要請に応えるために、本学会の会員（以下、「会員」という。）が順守すべき倫理規範を定める。

1. 研究者の社会的責任

会員は、研究、教育、実務、学会活動において、自らの社会的責任を自覚し、公正の維持に努め、社会の信頼を損なわないよう努める。

2. 研究の目的・手法の妥当性

会員は、自らの研究の目的・手法の倫理的な妥当性について注意を払う。

3. 説明責任

会員は、研究、教育、実務、学会活動にあたり、他者からの質問、疑問、疑義に対して誠実に応え、説明責任を果たすよう努める。

4. 研究資金の取り扱い

会員は、研究資金を適切に取り扱い、社会からの信頼を損なわないよう努める。

5. 公開促進

会員は、自らの研究の公益性や社会的意義を踏まえ、社会へ還元するために、研究成果の公表に努める。

6. 他者との関係

会員は、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交えなければならない。また、他者の研究・教育の成果を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重しなければならない。

7. 利益相反

会員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

8. 法令遵守

会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたって、法令や関係規則を遵守する。

9. 差別・ハラスメントの禁止

会員は、研究・教育、学会運営などの活動において、人種、性別、地位、思想・宗教などによって個人を差別することをせず、個人の自由と人格を尊重する。また、自らの立場を不当に利用した、あらゆるハラスメント行為を行ってはならない。

附則

環太平洋産業連関分析学会は、研究・教育、学会の運営において倫理的な問題が生じた際には「環太平洋産業連関分析学会運営委員会」において疑義を受け付ける。

本綱領は 2022 年 11 月 1 日より施行する。

本綱領の変更は、環太平洋産業連関分析学会総会の議を経ることを要する。